

規程第 32 号

公益社団法人 徳島森林づくり推進機構 寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人徳島森林づくり推進機構（以下「当機構」という。）が定款4条に定める当法人の目的に資するため受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第2条 当機構が受け入れる寄附金等の種類は、金銭のほか金銭以外の物品、不動産及び財産権等の権利を含むものとする。

2 ただし、不動産及び財産権等については、原則として森林法（昭和26年法律第249条）に定める森林とする。

(寄附申込)

第3条 寄附金等を当機構に寄附しようとする者（以下、「寄附者」という。）があるときは、書面（別紙様式1を参考）により寄附の申込みを受け付けるものとする。

(寄附受入決定)

第4条 当機構は、前項により寄附申込みの書面を受理したときは、寄附者が次の各号に該当しないことを確認したうえで、寄附金等の受け入れについて、規程第3号 理事の職務権限規程（別表：森林取得に関する購入契約）の決裁権者が承認するものとする。

- (1) 暴力団その他の反社会的勢力若しくはこれらに所属する個人又はこれらに関係する団体、個人等
- (2) 寄附の対価として当法人に対し便宜供与、反対給付を期待していることが明らかな者
- (3) 寄附金等の申込みに際し、次に掲げる条件等を付与する者
 - (イ) 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - (ロ) 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - (ハ) 寄附の対象となった寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
 - (ニ) その理事長が当法人の運営上支障があると認める条件

(通知)

第5条 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対し、その旨を書面で通知するとともに、振込依頼書等寄附金等の受け入れに必要な書類を送付する。

(領収書)

第6条 寄附金等の受け入れが完了したときは、寄附者に対し領収書を発行するとともに、領収書の控えを保存する。

(寄附金等の取扱い)

第7条 寄附金の用途については、寄附者の申し入れによるものとする。

2 用途を指定された寄附金について、寄附者の了承により、一定割合を管理費に充当することができるものとする。ここでいう一定割合とは該当寄附金総額の20%以内とする。

3 寄附として受入れた森林等の不動産及び財産権等の権利は、権利関係を明らかにし、登記又は登録等を要する権利については所有権移転登記手続その他の必要な登記・登録手続を行ったうえで、利用目的を定め、資産として適正に計上しなければならない。

4 当法人は、寄附金等を明らかにするために、寄附金台帳を整備する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を経て行う。

附 則

この規程は、令和6年2月28日から施行する

寄附金申込書

公益社団法人 徳島森林づくり推進機構
理事長 殿

金額 金 _____ 円

上記の金額の寄附を申し込みます。

なお、寄附金の使途についてご希望がある場合は、以下にその旨をご記載下さい。

[_____]

令和 年 月 日

御住所

〒

御芳名（法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください。）

御団体名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

お振込先金融機関名

口座名

不動産（山林）の寄附申込書

公益社団法人 徳島森林づくり推進機構
理 事 長 殿

下記の不動産（山林）の寄附を申し込みます。

土地の表示

住所	地番	地目	地積	備考

令和 年 月 日

御 住 所

〒

御 芳 名（法人様の場合は、代表者の役職・御芳名をご記入ください。）

御 団 体 名（個人様の場合は、ご記入は不要です。）

領 収 書

寄附者 氏名又は名称 _____ 殿

住 所 _____

金 _____ 円

但し、寄附金として、
上記金額確かに受領致しました。

年 月 日

徳島県徳島市川内町平石住吉209番地5

公益社団法人徳島森林づくり推進機構

理事長

印

山 林 寄 附 契 約 書

を甲とし、公益社団法人徳島森林づくり推進機構(以下、機構という)を乙とし、甲乙間において、次の条項により土地及び立木の寄附契約を締結する。

(寄附物件)

第1条 甲は、その所有する次に表示する土地及び立木(以下「本件山林」という)を乙に無償で寄附する。

(土地の表示)

所 在 地	地 目	地 籍	
		公募m ²	本件土地m ²
以下余白			

(物件引渡し等)

第2条 本件山林の所有権は、この契約の締結と同時に甲から乙に移転するものとする。

2. 本件山林は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、乙に対し引渡しがあったものとする。

(所有権の移転登記)

第3条 甲は、所有権移転登記に必要な書類を、乙に遅滞なく提出するものとする。

2. 乙は、前項の書類提出後、所有権移転登記をするものとする。但し、後日、登記に係る書類が必要なときは、乙は甲に対し請求できるものとする。

3. 所有権移転登記に必要な費用については、乙が負担するものとする。

(用途指定)

第4条 甲は、本件山林を公益目的事業（公1公的森林経営事業）に供するため、これを寄附し、乙は、本件山林を乙の行う公益目的事業の用途に使用するものとする。

(疑義等の決定)

第5条 契約条項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲)

(乙) 徳島市川内町平石住吉209番地5

公益社団法人徳島森林づくり推進機構

理事長